

生徒手帳（2023）

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

目次

校 訓	2
校 歌	3
沿 革	5
心 得	6
①学習 ②評価 ④出欠 ⑤願届 ⑥礼儀作法 ⑦諸注意	
⑧庶務会計 ⑨学校近辺での送迎について	
⑩学校生活で守ること	
服装規定	12
生徒会規約	15

校訓

- 1 真理を求め正義を愛し、強く正しく明るい人となれ
- 2 個性を伸ばし人格を尊び、他に対して寛容な人となれ
- 3 理想を高く責任を重んじ、常に実行力のある人となれ

校 歌

宮崎県立 都城泉ヶ丘高等学校 校歌

伴奏 長嶺 宏
作曲 石田良男

$\text{♩} = 100$

1. あさひのうみがおかわれらがぼこう
2. ななさがながるくしきおとかなに
3. ははしづおがかりにみたたちてて
4. わこううびのむれ
5. にくきうみならつどいれそで
6. あいすみがおかわれらがぼこう

校 歌

一、あさぎりの流れるおかべ

学舎はしづかにたてり

まゆ清き若人の群

清らかにここに集いて

つきぬ命の泉をくむ

あゝ泉ヶ丘 我等が母校

三、山のせやたせといひ

ふるたとは光満ちたり

進みゆく若人の群

うら若き力あふれて

遠き行手に心躍る

一、夕雲のたなびく彼方

高千穂はにおいてたてり

まみ澄みし若人の群

あゝ泉ヶ丘 我等が母校

美しい山に集いて

高きの山みに思いをかく

あゝ泉ヶ丘 我等が母校

沿革

年	事項
明治 32 年	宮崎県立都城中学校として授業開講
明治 37 年	第 1 回卒業式(卒業生 45 名)、制服の制定
大正 3 年	郡立都城高等女学校開校式挙行
大正 7 年	県移管 県立都城高等女学校と改称
昭和 4 年	新校舎起工式
昭和 10 年	陸軍特別大演習の大本営が置かれ、昭和天皇来校
昭和 23 年	宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校が設置 普通科・商業科・農業科の 3 課程
昭和 25 年	家庭課程(被服科)新設
昭和 28 年	家庭課程(家政科)新設
昭和 29 年	校歌制定
昭和 33 年	普通科8学級、家庭課程2学級
昭和 36 年	図書館落成(創立 60 周年記念)
昭和 42 年	体育館落成
昭和 52 年	普通課程 9 学級
昭和 54 年	記念碑・記念像建立(創立80周年)
昭和 62 年	新校舎竣工記念式典(創立88周年)
平成 2 年	義友会館落成
平成 4 年	家政科募集停止
平成 6 年	普通科に理数コース新設
平成 11 年	創立 100 周年、いづみ会館竣工
平成 16 年	理数科2クラス新設
平成 19 年	理数科第 1 期生卒業 第 79 回選抜高等学校野球大会出場(21世紀枠)
平成 22 年	附属中学校開校式・第 1 回入学式
令和 元 年	海外修学旅行(シドニー)開始 ※国内との選択制 義友会館の照明を LED に改修(創立120周年)
令和 2 年	女子制服にスラックスを導入(高校) 附属中学校(創立10周年)
令和 4 年	女子制服にスラックスを導入(中学校)

心 得

学 習

- 1 学習は生徒の本分である。
- 2 学習においては過去の人類が作り上げた文化を習得するだけでなく現在及び将来の生活の力となるものを学びとらねばならない。
- 3 自分で目的をもち計画を立て工夫を凝らしその結果を反省しながら学習を進めていく。
- 4 学習にあたっては、時間を有効に使って真剣に取り組むべきである。
- 5 学校では特に次の事項に注意する。
 - (1)病気その他の事情により体育などを見学しようとする場合は授業前に当該教師の許可を受ける。
 - (2)自習の場合は所定の場所で静かに学習する。

評 価

- 1 評価は平常の学習態度と学習効果とを合わせてなされる。
- 2 評価には「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」がある。
- 3 考査(テスト)にあたっては次の各項は特に注意すべきである。
 - (1) 考査(テスト)において不正行為は行ってはならない。
 - (2) 考査(テスト)に必要でない物品は定められた場所に整理しておく。
 - (3) 考査(テスト)上における行動はすべて監督教師の指導に従わねばならない。

出 欠

- 1 8時20分までに入室していない者は遅刻とする。ただし、学校が始業時刻を別途指定した日については、その時間とする。
- 2 帰りの会時に在籍していない者は早退とする。

- 3 一授業毎に出席していない者は欠課とする。
- 4 次の事由で正規の手続きをして欠席した場合は、出席扱いとする。
 - (1)学校代表として公式大会やコンテスト等に参加した場合
 - (2)3年時の自宅学習の場合(高校のみ)
- 5 感染症の場合は出停とし、出席日数に入れない。
- 6 忌引きは次の通りとして出席日数に入れない。
父母:7日
兄弟姉妹及び祖父母:3日
伯叔父母及び曾祖父母:1日
- 7 生徒指導上の欠席は事故欠とし、欠課時数に算入する。(高校のみ)

願 届

- 1 病気その他やむを得ず欠席しようとする場合は学校に届け出る。病気欠席7日以上に及ぶときは医師の診断を要する。自宅通学生以外の者は保証人をもって保護者に代えることができる。
- 2 考査(中間考査、期末考査、学年末考査)を1日でも欠席する場合は診断書等(薬袋等日付と氏名を確認できるもの)を必ず提出すること。(高校のみ)
- 3 欠課・遅刻及び早退の場合は、その時間の教師に事由を申し出て後で学級担任に届け出なければならない。
- 4 病気のために体育等の見学が1ヶ月に及ぶ場合は願書に医師の診断書を添え、学級担任に届け出る。
- 5 以下の場合はそれぞれ定められた書式により学級担任を経て学校長あて願い出るか又は届け出る。
 - (1)願出
 - ①旅行
 - ②転学
 - ③その他
 - ④退学(高校のみ)
 - ⑤休学(高校のみ)
 - ⑥復学(高校のみ)
 - (2)届出
 - ①欠席
 - ②忌引
 - ③住所変更
 - ④保証人変更
 - ⑤改姓改名
 - ⑥休暇学校使用

礼儀作法

- 1 礼儀はその人の身についた教養の現れである。内に感謝の念を抱き外に謙虚な態度を表し自ら人の道にかなっていなければならない。
- 2 挨拶、言葉遣い
 - (1)授業の始めと終わりは正しく挨拶する。
 - (2)教師、家族、生徒同士への挨拶は丁寧にし、また後輩などに対してもこれを大切にする。
 - (3)生徒同士も互いに信頼、尊敬し挨拶を交わすことが望ましい。
- 3 外出訪問
 - (1)外出の際は用件や行く先、帰宅時間等を保護者にはつきり伝える。
- 4 公衆マナー
 - (1)公共物などを、大切に取り扱う。
 - (2)図書館・体育館では諸規定をよく守り、汚損・紛失などをしない。
 - (3)公衆道德を守り、特に交通の安全に留意し、法律違反・自転車の二人乗り及び並進等をしない。
 - (4)公共交通機関利用の場合は特に学生としての品性を保ち高齢者や子供等をいたわる。
 - (5)すべてどんな場合でも時間を厳守する。特に集合の場合は敏速に行動し静粛を旨とする。
 - (6)映画、その他興業物観覧の場合も学生としての品性を保ち、中高生として好ましくない場所に立ち入らない。

諸注意

- 1 団体のキャンプ等をなす場合には校長の許可を要する。
- 2 持ち物には明瞭に指名を記し紛失などの起こらないよう注意する。
- 3 お互いに気持ちよく勉強できるように環境の整理に努力し、毎日所定の区域を掃除する。
- 4 放課後所定の時刻以後は学校に居残らない。但し特に許可された者は所定の場所に限り居残ることができる。

- 5 外出の際は必ず身分証明書を携行する。
- 6 校長の許可なく団体の組織、集会、出版、掲示及び金銭の徴収などをしない。
- 7 相談窓口
0985-23-7867(宮崎県警察本部ヤングテレホン)

庶務会計

- 1 諸会費の納期を毎月10日とする、ただし規定の日が土曜、日曜等の場合は、その日の後の平日となる。
- 2 特別月の納期限は次のとおり
(1)4月 4月20日限り
(2)3月 2月10日限り
(3)転学、転籍、休退学、許可又は命じた日限り
- 3 次項のような書類の交付を受けようとするときは申請書に理由を付し事務室に申し出て交付を受ける。
①在学証明書 ②列車バスの通学証明書
③卒業見込証明書 ④学校生徒旅客運賃割引証
- 4 ガラス等その他学校の機械器具図書等を破損・紛失したときはその実費を弁償せざることある。

学校近辺での送迎について

朝・夕の自家用車による送迎は、学校周辺の交通量及び交通事故等を考慮し、なるべく自粛してください。やむを得ず送迎を行う場合は前述の理由から、市営野球場駐車場等なるべく学校から離れた安全かつ迷惑にならない場所で行ってください。

下図の斜線部や校内での送迎は禁止です。土・日に行われる模試・学校行事の際も同様にお願いいたします。なお、諸事情で校内までの送迎が必要な生徒につきましては送迎許可証を発行しておりますので、担任にご相談ください。



学校生活で守ること

[生活]

- ①アルバイトは原則として認めない。特別の事情のある場合は学級担任を通じて所定の手続きを経て学校の許可を受けること。
- ②学習に必要でないものは校内持ち込み禁止とする。
- ③校内及び学校周辺での車送迎及び乗降は禁止する。ただし、事情がある場合は生徒指導部へ届けて許可を得ること。
- ④通学バッグ・サブバッグは学校指定のものを使用すること。
- ⑤通学用自転車は以下を守り、安全運転をすること。
 - ・荷台をつける
 - ・スタンドをつける
 - ・ライトをつける
 - ・二重ロックをする
 - ・変形ハンドルは禁止
 - ・防犯登録をする
 - ・反射材を付ける
- ⑥服装・容儀等、身だしなみに気をつけて生活すること。
- ⑦始業時から終業時まで校外への外出は認めない。
- ⑧定期テストでカンニング等の不正行為があった場合、特別指導の対象とする。
- ⑨いじめは許されない行為であり、絶対にしないこと。
- ⑩SNS上で誹謗中傷をしたり、不適切な画像を掲載したりしないこと。

[部活動]

- ⑪部活動の終了時刻は、3月～10月は18時30分。11月～2月は18時までとする。
- ⑫定期テスト前1週間は部活動停止期間である。
- ⑬対外試合などの派遣(公欠)は派遣委員会で審議する。学習面や生活面で課題のある生徒は審議の対象となる。

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 服装規定（現在改訂中）

（1）校内生活

① 制服

- 制服は学校指定のものとします。
- 制服の更衣期間は特に設けません。気候や体調を勘案して、個人で選択して着用します。

	〈夏 服〉	〈合 服〉	〈冬 服〉
男子	<ul style="list-style-type: none">・指定白地半袖シャツ・指定黒長ズボン	<ul style="list-style-type: none">・指定白地ワイシャツ・指定黒長ズボン	<ul style="list-style-type: none">・指定標準学生服・指定白地ワイシャツ・指定黒長ズボン
女子	<ul style="list-style-type: none">・指定半袖シャツ・指定紺地スカート・指定紺地スラックス	<ul style="list-style-type: none">・指定長袖シャツ・指定白地ニットベスト・指定紺地スカート・指定紺地スラックス	<ul style="list-style-type: none">・指定紺制服・指定長袖シャツ・指定白地ニットセーター・指定紺地スカート・指定紺地スラックス

- アンダーウエアについて
 - ・ 制服から透けて見えるような派手な色は避け、袖や裾から見えないようにします。
 - ・ アンダーウエアとしての体操服の使用は、衛生面を考慮して着ません。
- 冬服の防寒着について
 - ・ 男子の防寒着については、派手でない色のセーター・トレーナー・カーディガンとします。
 - ・ 女子の防寒着については、指定のニットセーターとします。
 - ・ 制服からはみ出す着方はしません。
 - ・ 手袋・マフラー・ネックウォーマー・膝掛けは、派手でない色とします。
(冬期のみ)
- 靴下について
 - ・ 男子は黒色を基準とし、ワンポイントまでとします。短すぎないように長さに気をつけます。
 - ・ 女子は本校指定(黒色・イニシャル入り)のものとします。
 - ・ 衛生面・危険防止を考慮し、必ず着用します。
 - ・ 女子は冬期のストッキング(ベージュ・黒)の着用を認めます。

○ 靴について

- ・ 通学用靴は、男女とも黒のローファー(革または人工革製)または、学校指定のグラウンドシューズとします。

○ その他

- ・ シャツ出しなどはしません。
- ・ 女子のスカート丈は、直立時に膝がかくれる長さとします。
- ・ 男子のベルトは黒・茶の単色ベルトを着用します。
- ・ 上履きは学校指定のスリッパを使用します。スリッパの上と後ろに名前を必ず記入します。
- ・ 男子の制服のボタン・裏ボタンは、学校指定のものとします。

○ 頭髪について

【男子】

- ・ 髪は清楚な髪型とします。(前髪は眉が見える程度の長さとし、耳・襟にかかるないようにします。)
- ・ 特殊な髪型は認めません。
- ・ パーマ、染・脱色、整髪料等は禁止とします。ただし、縮毛矯正等の希望がある場合は、事前に相談すること。
- ・ 揉み上げは、極端に伸ばしたり、短くしたりせず、適度な長さとします。

【女子】

- ・ 髪は清楚な髪型とします。(前髪は眉が見える程度の長さとし、学習に支障のないようにします。)
- ・ 後ろ髪は肩にかかる場合は結ぶか編むこととします。
- ・ 結ぶゴムは、黒・紺・茶のゴムひもとします。
- ・ 特殊な髪型は認めません。
- ・ パーマ、染・脱色、整髪料等は禁止とします。ただし、縮毛矯正等の希望がある場合は、事前に相談すること。

○ 眉について

- ・ 加工(剃ったり、抜いたり等)はしません。

○ その他

- ・ 爪への加工(伸ばす、マニュキア・ペディキュア使用)は認めません。
- ・ 色つきリップクリームは認めません。

- 通学用カバン・サブバッグについて
 - ・ 通学用カバンは、学校指定(リュック式)のものとします。
 - ・ サブバッグは、学校指定のものとします。
- 不要物について
 - ・ 原則として、校内生活に必要のないものは、認めません。
- 携帯電話について
 - ・ 携帯電話は不要物とみなします。
 - ・ 許可なく携帯電話(スマートフォン)を持ち込んだ生徒については、その場で学級担任が預かり、放課後に返却、帰宅するまで扱わせないようにします。その後、持ち込まないように改善を促します。
 - ・ 学校長へ申請して許可された生徒は、朝のうちに学級担任に必ず預けます。
- その他
 - ・ ミサンガ等装飾品は認めません。

⑤ 登校・下校

- 登校時刻について
 - ・ 8時20分から思索の時間(読書)がはじめられるように余裕をもって登校しましょう。
- 下校時刻について
 - ・ 部活動終了時刻は次の通りです。

月	終了時刻
3月～10月	18:30
11月～ 2月	18:00

- ※ ただし、部活動によっては大会等の関係で保護者の承諾により時間を変更することもあります。
- ※ 中学3年生の後半、高校部活動に加入了した場合の終了時刻は、高校生と同じになります。
- ※ 登下校時は、店などに立ち寄ることは禁止とします。(休日の部活動も同じ)

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会の会員は、本校生徒全員をもって構成し、本校教職員は特別会員として参加する。
- 第3条 本会は、本校の教育方針に則り、自主自立の精神を養い、教養・体位の向上に努め、健全にして伝統ある校風の樹立を図り、明朗な学園を建設することを目的とする。
- 第4条 本会の活動は、学校教育の一環としてすべて校長の承認のもとに行われるものとする。
- 第5条 すべての会員は、本会の定める会費を負担する義務を負う。

第2章 組 織

- 第6条 本会は、次の機関を置く。
- (1)生徒総会 (2)総務委員会 (3)理事会 (4)各種委員会
(5)会計監査委員会 (6)部活部長会 (7)ホームルーム
- 第7条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。ただし、緊急やむを得ない場合は理事会で代行できる。
- 2 生徒総会は、毎年1回、校長の許可を得て総務委員会が招集する。
 - 3 その他、会員の5分の1以上又は理事会の決議要請があるときは総務委員会が招集しなければならない。
 - 4 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、2, 3月においては1・2年生及び附属中学校会員の3分の2以上とする。
 - 5 生徒総会の議事は、出席者の過半数の賛成でこれを決定し、可否同数の場合は議長の決定による。
 - 6 生徒総会には、議長団として議長、副議長、書記の各1名を置く。
 - 7 生徒総会の議長団は、理事会で決定し、生徒総会の承認を得る。生徒総会における議長不信任案の動議は、生徒総会出席者の過半数の賛成を得なければ議事として採択されない。議事として採択された場合、不信任案は出席者の過半数の賛成を得た上で投票に付されなければならない。不信任案の議決は投票における3分の2以上の賛成を得た場合成立する。

8 本会の次の事項は、生徒総会の議決を経なければならない。

- (1)規約の制定並びに改正
- (2)予算と決算の承認
- (3)総務委員会の不信任

第8条 総務委員会は、生徒会の最高執行機関である。

2 総務委員は、校長が任命する。

3 総務委員は1年・2年及び附属中学校3年の各学級で選出された生徒会委員15名程度をもって構成し、その任期は半年の2期制とする。ただし、後任者が決定するまでは前任者が継続する。

4 総務委員は、総務委員の互選により次の各種委員会等を担当する。

- (1) 会長1名、副会長2名、会計担当、広報担当、理事会、体育委員、文化委員、交通委員、風紀委員、図書委員、保健委員、美化委員、家庭クラブ委員、ボランティア委員、応援委員
- (2) 会計担当は、会計全般を業務とする。
- (3) 広報担当は、生徒会活動等の広報を業務とする。

5 総務委員は、学級役員として生徒会委員以外の委員を兼任することはできない。なお、本委員会には若干名の顧問教師をおく。

6 総務委員会は、校長の承認を得た次の事項を執行する。

- (1) 本会を代表する事項
- (2) 生徒総会で議決した事項
- (3) 理事会または各種委員会で議決した事項
- (4) 予算案及び決算報告書の作成

7 総務委員の解任は、会員の3分の2以上の賛成で決定した場合のみに限る。

第9条 理事会及び各種委員会は、各学級代表2名と総務委員で構成し、正副委員長、書記を互選によって定め次の活動を行う。

(1) 理事会

　　ホームルーム全般に関すること、生徒総会の開催に関すること及び生徒総会の代行

(2) 体育委員会

　　都泉祭体育の部、クラスマッチ・定期戦応援等に関すること

- (3) 文化委員会
都泉祭文化の部及び学習環境に関すること
- (4) 交通委員会
登下校時の交通安全及び駐輪場に関すること
- (5) 風紀委員会
校内外生活における風紀に関すること
- (6) 図書委員会
読書活動の推進や学校図書館活動に関すること
- (7) 保健委員会
健康増進、安全生活及び環境衛生に関すること
- (8) 美化委員会
清掃作業・校内緑化等の美化活動に関すること
- (9) 家庭クラブ
生活の質(QOL)の向上に関すること

- (10) ボランティア委員会
 - (11) 応援委員会
- 3 各種委員会には、それぞれ顧問教師をおく。
- 4 各種委員会は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。
- 5 役員の解任は、委員の3分の2以上の同意により成立した場合のみに限る。

第10条 会計監査委員会の会計監査委員は2名とし、理事会において選出し生徒総会の承認を必要とする。

- 2 任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会計監査委員は、他の役員を兼ねてはならない。
- 4 生徒会の収入・支出のすべての決算は、会計監査委員会において監査し会員に報告する。

第11条 部活部長会は、体育部、文化部、同好会の部長をもって構成し、各部の連絡調整にあたる。

- 2 体育部、文化部に代表の顧問教師をおく。

第12条 ホームルームは、第9条に規定された委員以外に生徒会委員、LHR運営委員、会計を学級役員として各学級に置く。なお、必要があればその他の役員を置くことができる。

- 2 学級役員の任期は、4月から10月までと10月から3月までの2期制とする。
- 3 学級役員は、次に定められた活動をする。
 - (1) 生徒会委員は、学級代表として生徒会の総務委員としての活動をする。
 - (2) LHR運営委員は、定数は定めず、LHR運営のための企画立案及び実施する。
 - (3) 会計は、定数は定めず、学級における会計の業務にあたる。

第3章 会 計

第13条 本会の会費は、生徒総会に諮り、校長の承認を経て決定する。

第14条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第15条 予算案は、生徒総会での議決を経て校長の承認を受けなければならない。

第16条 決算報告書は、会計監査委員会の監査報告と生徒総会での議決を経て校長の承認を受けなければならない。

第4章 部活動

第17条 部活動は、会員の個性を伸長し友情を育て、有意義な学校生活をおくるために希望者をもって文化部と体育部をおく。

第18条 文化部及び体育部は、総務委員会に所属し、各部に顧問教師をおき、部員の互選により部長、副部長、会計をおく。

第19条 文化部と体育部の他に、同好会をおくことができる。同好会の活動に対しては、授業への公欠は認めるが、生徒会予算は配分しない。ただし、教育的配慮により校長の許可する場合は予算配分する。

第20条 同好会は、校内において活動場所及び顧問教師が確保され、学校生活にふさわしいもので、次の各号のいづれかを満たしているものに限る。

- (1) 体育部の同好会は、中体連または高体連に加盟している団体であること。
- (2) 文化部の同好会は、各種教育団体加盟団体であること。
- (3) 特殊な活動であるが継続可能なもの。

第21条 同好会から部への昇格は、次の条件がすべて満たされたときに校長が許可する。

- (1) 同好会活動が2年継続し、その活動が部活動としてふさわしいもの。
- (2) 顧問が継続して指導できること。
- (3) 活動場所として、現在の部活動の支障にならないこと。

2 手続き等の詳細は別に定める。

第22条 部活動の降格、昇格は次のとおりとする。

- (1) 部活動の活動が2年間なく、部員がいない場合は同好会とする。
- (2) 次年度も活動がなく、部員がいない場合は廃部とする。
- (3) 次年度において、部員が入部してきた場合は部に昇格させる。

第23条 同好会、部または部員が、本会の目的に反する行為を行った場合、校長はその活動を停止及び解散させることができる。

第5章 規約等の改正

第24条 規約の改正は、理事会の総理事の3分の2以上の同意により理事会が発議し、生徒総会の議決を経なければならない。

第6章 附属中学校への適用規定

第25条 第2条以降について、「ホームルーム」とあるものは「学級」と読み換えるものとする。

第26条 第9条の応援委員について、附属中学生は所属しないものとする。

第27条 第12条のLHR運営委員の役は、理事・副理事が兼ねる。

第28条 附属中学校独自に、中学校生徒会を置き「清泉会」と称する。

第29条 第28条の清泉会は、附属中学校の学校生活の充実に関わる事柄について活動するものとする。

附 則

本規約は平成25年4月1日に公布し同日より施行する。

生徒会組織図

